

# 長浜市子ども・子育て会議規則

平成25年10月1日規則第72号

令和元年12月13日規則第80号

## (趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）第6条の規定に基づき、長浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

## (委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、1年を上限として任期を延長することができる。

## (会長及び副会長)

第3条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第5条 子育て会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

## (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の第2条第4項の規定は、施行の日において現に委員である者から適用する。

長浜市附属機関設置条例（抜粋）

平成25年9月30日条例第27号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置等）

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員（次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（専門委員等）

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委員等の守秘義務）

第5条 附属機関の委員（第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	委員の定数
市長	長浜市子ども・子育て会議	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定による行動計画の策定及び進行管理に関する事項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項その他子ども・子育て支援に関する総合的な施策の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内